

蕨市立西小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われることも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

- いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものという認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- いじめを受けた児童生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、地域、関係諸機関で連携し、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭、学級担任、スクールソーシャルワーカー等からなる、いじめ防止等の対策のためのいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 教職員で情報交換及び共通理解

月に1度、生徒指導委員会で配慮を要する児童、各学年児童の現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取り組み（年間指導計画は別紙）

(1) 学級経営の充実

- 年度当初に学級児童の人間関係の把握するために、前年度からの連絡報告を十分に行う。
- 「彩の国 生徒指導ハンドブック New I's」を使った研修を行い、いじめの未然防止に繋げるとともに、「彩の国 生徒指導ハンドブック New I's」をもとにした「生活アンケート」を実施することで、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- わかる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 人権教育の充実

- いじめは相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人として決して許されるものではない。」ことを児童一人一人に理解させる。
- 一人一人がかけがえのない存在であることや、自分のよさ、相手のよさを認め合える人間関係づくりを全ての教育活動で実践していく。
- 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童に対し、被災児童が受けた心身への影響や不安感を理解し、児童一人一人が自分のこととして考え寄り添うことができる人権感覚の育成を図る。

(4) 相談体制や教育相談の機会の充実

- 「彩の国 生徒指導ハンドブック New I's」を使った職員研修を行い、共通理解を図るとともに、児童や保護者からの教育相談体制を整える。
- 毎月の教育相談日、1学期の表札訪問、2学期の個人面談、各学期の懇談会後の教育相談等を実施し、教育相談の充実に努める。
- 学期に2回の「生活振り返りアンケート」を実施し、必要に応じて学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解と指導・支援に努める。

(5) 児童会を中心とした、児童主体の取組の充実

- いじめ撲滅宣言（11月実施 蕨市いじめ防止強調月間）
- 全学級・全児童参加による、あいさつ運動
- 尊敬や慈愛の心を育てる、異学年交流（縦割りなかよしグループによる活動）
- 仲良し集会で全校児童の交流

(6) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- 全校児童の携帯電話（インターネットを含む。）に関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。（「蕨市ケータイ・スマホルール」を活用した指導を行う。）

(7) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 保育園や幼稚園、中学校と情報交換や交流を行う。

4 いじめ早期発見のための取組（年間指導計画は別紙）

(1) 保護者や地域、関係諸機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、保護者や児童がかかえる問題が小さいうちに学校に相談できるよう努める。保護者からの電話や連絡帳には迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、家庭訪問や個人面談をもとに、学校では見えない児童の様子を把握する。また、必要に応じて、蕨市教育委員会、蕨市教育センター・教育相談室、スクールソーシャルワーカーと緊密に連携すると共に、地域の公民館・児童館、蕨市の市民課・児童福祉課・家庭児童相談室、中学校や蕨市さわやか相談室、スクールカウンセラーなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 学期2回「生活振り返りアンケート」の実施

学期に2回、「生活振り返りアンケート」を実施する。また、アンケートをもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取り、指導・支援にいかす。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、又は、教職員がいじめを発見した場合は、「蕨市立西小学校生徒指導上の諸問題への組織的対応」にそって速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- 教職員は些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、個人で判断することなく、直ちに校長、教頭、主幹教諭、学年主任、生徒指導主任、特別支援教育主任等に報告・相談を行う。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、速やかにいじめをやめさせるとともに、再発防止に努める。
 - ア いじめを受けた児童に対する支援とその保護者に対する情報提供及び支援。
 - イ いじめを行った児童に対する指導及び支援とその保護者に対する助言。
 - ウ 全体（学級、遊び仲間等）の問題として、児童への指導。

- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行う等の措置を講ずる。
- いじめの解消について全教職員が正しく認識し、解消となるまで指導を続ける。
※「いじめの解消」とは、1 いじめに係る行為が止んでいること。(少なくとも3か月を目安とする。)
2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合。
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。
(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- 「重大事態」の意味を全教職員が共通理解し、共通認識をもつ。
- いじめにより重大な被害が生じたという申出が児童生徒や保護者からあったときは、教師が重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
- 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織（校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育主任、教育相談主任、学年主任、PTA会長、学校評議員など）を設置する。
- 上記の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 その他

- 「彩の国 生徒指導ハンドブック New I's」や「生徒指導リーフ」を活用した教職員の研修を行い、いじめ防止対策についての共通理解・共通認識を深める。
- 学校いじめ防止基本方針が、本校の実情に即して適切に機能しているか、「いじめ防止対策委員会」で点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを行う。
- 重大事態への対処について、「学校いじめ防止基本方針」に定められた具体的な行動ができるように、教職員研修として、「重大事態が発生した場合のシミュレーション」を行う。